

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて、横浜市学校規模適正化等検討委員会（附属機関）から答申書が提出されました。

平成22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模等の適正化を推進していますが、策定から7年以上が経過し、住宅開発による局所的な児童・生徒の急増など環境の変化に対応するため、見直しが必要となっています。

このため、同基本方針の改訂に向けて、教育委員会からの諮問に基づき、附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会において、平成29年8月以降、6回にわたり、検討を行ってきました。

このたび、同検討委員会から教育委員会に対し、答申書が提出されましたのでお知らせします。今後、当答申書を踏まえ、年内を目途に新たな基本方針を策定する予定です。

【参考】「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（現行）」とは

□ 横浜市立小・中学校の通学区域及び適正な学校規模に関して基本的な考え方を示すものです。

あわせて、通学区域及び学校規模の適正化を図るための方策がまとめられています。

<横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/pdf/gakku-houshin22.pdf>

1 横浜市学校規模適正化等検討委員会・小松郁夫委員長よりコメント



（左から鯉渕教育長、小松委員長）

「基本方針の見直しにあたり、『子どもファースト』という視点から、検討委員会では、真剣かつ建設的な議論を進めてきました。」

「横浜の子ども達には、多様な価値観や個性を尊重する姿勢を養ってほしいと思います。そのためにも、新たな基本方針に基づき、学校規模の適正化を着実に進めていく必要があります。」

【横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿】

	分野	所属・役職等	氏名
委員長	学識経験者	国立教育政策研究所 名誉所員	小松 郁夫
副委員長		神奈川工科大学 客員教授	野木 秀子
委員		駒澤大学法学部 教授	内海 麻利
委員		横浜市立大学国際総合科学部 准教授	平井 美佳
委員	地域代表	横浜市子ども会連絡協議会 副会長	片岡 喜久江
委員		横浜市町内会連合会 幹事	村田 輝雄
委員	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会 会長	海上 良太
委員		横浜市PTA連絡協議会 理事	中丸 道江
委員		横浜市PTA連絡協議会 元会長	森川 智之
委員	学校関係者	小学校統括校長（宮谷小学校長）	奈良輪 孝雄
委員		中学校統括校長（岡津中学校長）	廣淵 徹志

【裏面あり】

2 答申のポイント（概要）

1 通学区域制度について

(1) 通学支援策について

学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準（原則徒歩で、片道 小学校おおむね 2 km以内、中学校おおむね 3 km以内）を著しく超える場合や、校舎の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合などを考慮し、通学時における安全の確保や、児童・生徒の負担を軽減するため、通学支援策について、柔軟に検討を行う必要がある。

(2) 地域コミュニティのエリアや区境などと通学区域との関係

通学区域設定にあたっては、地域コミュニティのエリアや区境をはじめ、学校規模、通学距離、通学安全、横浜型小中一貫教育との関係を総合的に配慮する必要がある。このうち、地域コミュニティに関しては、「地域で子どもを育てていく」という動きを考慮する必要がある。

(3) 通学区域特認校制度の見直し

通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少している。制度の趣旨を再考するとともに、運用の見直しを行う必要がある。

2 適正な学校規模について

(1) 適正な学校規模の考え方について

本市を含め、多くの政令市では、31 学級以上を過大規模としつつ、25～30 学級を容認する傾向が見受けられる。他都市に倣い、25～30 学級を準適正規模校とすることも一案として考えられる。

(2) 新学習指導要領に関して

児童・生徒にとって、道徳の授業の時間などで自分の意見とは違う様々な意見を聞くことや個性の違う友人との関係を通じて、多様性を認め、考える力や社会性を育てていくことになる。一定程度の集団の規模が確保できない場合は、子どもの学習の機会や子どもの成長の機会が限られてしまうおそれがある。

3 学校規模適正化に向けた対策について

(1) 大規模・過大規模校対策

一過性の人口急増に対しては、集合住宅等の入居前に通学区域を柔軟に変更するなど、分離新設などの従来の手法にこだわらず、幅広く対策を検討する必要がある。

(2) 学校建替えに関して

学校規模の適正化を推進するうえで、検討対象校の校舎の建替えにより老朽化対策や機能改善が図られることを考慮する必要がある。

(3) 検討部会の運営方法

部会における協議が円滑に進むよう、外部の意見（適正な学校規模に関して知見を有する有識者などの意見）を取り入れるなど調整方法を検討する必要がある。

横浜市学校規模適正化等検討委員会ホームページにて、答申書の全文、検討経過を掲載しています。

<横浜市学校規模適正化等検討委員会ホームページ>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/shingikai/kibotekiseika/>

3 今後のスケジュール（予定）



お問合せ先

教育委員会事務局学校計画課 担当課長 増田 潤 Tel 045-671-4027